

令和 6 年 第 2 回

さくら市議会臨時会議案書

付 議 事 件

第 2 回臨時会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例の一部改正）	市 長	P 3
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	"	P17
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	"	P21
4	専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年 度さくら市一般会計補正予算（第 12 号））	"	P24
5	令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	"	P49
6	喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事請負 契約について	"	P64
報告 1	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決 定）	"	P65
報告 2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決 定）	"	P67

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第4号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第17号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税

の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額

とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用

がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全

額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、か

つ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所

得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの

間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第21項を削り、同条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第23項とし、

同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第24項とし、同条中第26項を第25項とし、第27項を第26項とする。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度

から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第12条の2中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「平成30年度から平成32年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「ものとする」を削る。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とある

のは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分ま

での固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第5号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月31日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第18号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

附則第6項を削る。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を附則第8項とし、附則第10項を附則第9項とする。

附則第11項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第10項とする。

附則第12項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第13項中「令和4年度及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第14項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第15項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第16項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同項を附則第15項とする。

附則第17項中「附則第11項及び第13項」を「附則第10項及び第12項」に、「附則第11項及び第14項」を「附則第10項及び第13項」に、「附則第11項、第12項、第14項及び第15項」を「附則第11項、第13項及び第14項」に、「附則第14項から第16項まで」を「附則第13項から第15項まで」に、「附則第16項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第18項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第19項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条」を「地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「平成30年度から令和2年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「こととする」を削り、同項を附則第18項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさ

くらし都市計画税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 6 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 19 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成 17 年さくら市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000 円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5,000 円」を「54 万 5,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、令和 6 年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 5 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分第 3 号 専決処分書

令和 5 年度さくら市一般会計補正予算（第 12 号）

令和 5 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 12 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,448 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 243 億 6,414 万 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 29 日

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
	3 森 林 環 境 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1 法 人 事 業 税 交 付 金
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
9 環 境 性 能 割 交 付 金	1 環 境 性 能 割 交 付 金
10 地 方 特 例 交 付 金	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金
16 県 支 出 金	3 委 託 金
18 寄 附 金	1 寄 附 金
19 繰 入 金	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	4 雑 入

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
205,882	12,000	217,882
50,000	1,562	51,562
145,000	10,448	155,448
10,882	△10	10,872
3,000	△1,548	1,452
3,000	△1,548	1,452
25,000	8,718	33,718
25,000	8,718	33,718
25,000	14,014	39,014
25,000	14,014	39,014
70,000	20,883	90,883
70,000	20,883	90,883
1,000,000	106,457	1,106,457
1,000,000	106,457	1,106,457
82,000	△692	81,308
82,000	△692	81,308
15,000	13,504	28,504
15,000	13,504	28,504
60,428	1,929	62,357
0	1,929	1,929
3,342,814	43,061	3,385,875
3,342,814	43,061	3,385,875
5,429	△235	5,194
5,429	△235	5,194
1,516,539	1,683	1,518,222
103,600	1,683	105,283
500,007	1,754	501,761
500,007	1,754	501,761
336,642	△133,661	202,981
290,361	△133,661	156,700
1,650,789	1,413	1,652,202
148,478	1,413	149,891

款	項
22 市 債	1 市 債
歲 入	合 計

補正前の額	補正額	計
2,824,965	△44,800	2,780,165
2,824,965	△44,800	2,780,165
24,319,661	44,480	24,364,141

歲 出

款	項
3 民 生 費	
	2 兒 童 福 祉 費
5 農 林 水 產 業 費	
	1 農 業 費
	2 林 業 費
6 商 工 費	
	1 商 工 費
7 土 木 費	
	1 土 木 管 理 費
	2 道 路 橋 梁 費
	4 都 市 計 畫 費
8 消 防 費	
	1 消 防 費
9 教 育 費	
	3 中 學 校 費
	5 社 會 教 育 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,160,650	△1,118	7,159,532
3,455,464	△1,118	3,454,346
710,899	△2,360	708,539
686,960	△2,360	684,600
23,939	0	23,939
2,015,670	△24,179	1,991,491
2,015,670	△24,179	1,991,491
2,537,013	66,837	2,603,850
171,389	0	171,389
795,958	0	795,958
1,457,330	66,837	1,524,167
1,168,885	0	1,168,885
1,168,885	0	1,168,885
4,188,411	5,300	4,193,711
559,111	0	559,111
439,297	5,300	444,597
24,319,661	44,480	24,364,141

第2表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市の堀用水改修事業費	16,900	普通貸借又は証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。	16,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
急傾斜地崩壊対策事業費	18,400				18,000			
市道整備事業費	322,300				298,000			
都市公園施設整備事業費	55,600				52,600			
雨水排水対策事業費	54,000				65,100			
橋梁整備事業費	10,100				7,200			
消防ポンプ自動車整備事業費	27,500				17,900			
防災施設整備事業費	12,800				8,000			
防災情報伝達システム導入事業費	360,400				359,600			
氏家中学校体育館等空調設置事業費	61,000				51,000			

令和5年度さくら市一般会計補正予算
(第12号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	205,882
3 利子割交付金	3,000
4 配当割交付金	25,000
5 株式等譲渡所得割交付金	25,000
6 法人事業税交付金	70,000
7 地方消費税交付金	1,000,000
8 ゴルフ場利用税交付金	82,000
9 環境性能割交付金	15,000
10 地方特例交付金	60,428
11 地方交付税	3,342,814
12 交通安全対策特別交付金	5,429
16 県支出金	1,516,539
18 寄附金	500,007
19 繰入金	336,642
21 諸収入	1,650,789
22 市債	2,824,965
歳入合計	24,319,661

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
12,000	217,882	
△1,548	1,452	
8,718	33,718	
14,014	39,014	
20,883	90,883	
106,457	1,106,457	
△692	81,308	
13,504	28,504	
1,929	62,357	
43,061	3,385,875	
△235	5,194	
1,683	1,518,222	
1,754	501,761	
△133,661	202,981	
1,413	1,652,202	
△44,800	2,780,165	
44,480	24,364,141	

歳出

款		補正前の額	補正額
3	民生費	7,160,650	△1,118
5	農林水産業費	710,899	△2,360
6	商工費	2,015,670	△24,179
7	土木費	2,537,013	66,837
8	消防費	1,168,885	0
9	教育費	4,188,411	5,300
歳出合計		24,319,661	44,480

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
7,159,532				△1,118	
708,539		△100	△4,900	2,640	
1,991,491				△24,179	
2,603,850		△19,500	△235	86,572	
1,168,885		△15,200		15,200	
4,193,711		△10,000	1,413	13,887	
24,364,141		△44,800	△3,722	93,002	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
2	地方譲与税	205,882	12,000	217,882
	1 地方揮発油譲与税	50,000	1,562	51,562
		1 地方揮発油譲与税	50,000	1,562
	2 自動車重量譲与税	145,000	10,448	155,448
		1 自動車重量譲与税	145,000	10,448
	3 森林環境譲与税	10,882	△10	10,872
1 森林環境譲与税		10,882	△10	10,872
3	利子割交付金	3,000	△1,548	1,452
	1 利子割交付金	3,000	△1,548	1,452
		1 利子割交付金	3,000	△1,548
4	配当割交付金	25,000	8,718	33,718
	1 配当割交付金	25,000	8,718	33,718
		1 配当割交付金	25,000	8,718
5	株式等譲渡所得割交付金	25,000	14,014	39,014
	1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	14,014	39,014
		1 株式等譲渡所得割交付金	25,000	14,014
6	法人事業税交付金	70,000	20,883	90,883
	1 法人事業税交付金	70,000	20,883	90,883
		1 法人事業税交付金	70,000	20,883
7	地方消費税交付金	1,000,000	106,457	1,106,457
	1 地方消費税交付金	1,000,000	106,457	1,106,457
		1 地方消費税交付金	1,000,000	106,457
8	ゴルフ場利用税交付金	82,000	△692	81,308

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 地方揮発油譲与税	1,562	地方揮発油譲与税	1,562
1 自動車重量譲与税	10,448	自動車重量譲与税	10,448
1 森林環境譲与税	△10	森林環境譲与税	△10

1 利子割交付金	△1,548	利子割交付金	△1,548

1 配当割交付金	8,718	配当割交付金	8,718

1 株式等譲渡所得割交付金	14,014	株式等譲渡所得割交付金	14,014

1 法人事業税交付金	20,883	法人事業税交付金	20,883

1 地方消費税交付金	106,457	地方消費税交付金	38,584
		社会保障財源交付金	67,873

--	--	--	--

款		項	目	補正前の額	補正額	計
	1	ゴルフ場利用税交付金		82,000	△692	81,308
		1	ゴルフ場利用税交付金	82,000	△692	81,308
9		環境性能割交付金		15,000	13,504	28,504
	1	環境性能割交付金		15,000	13,504	28,504
		1	環境性能割交付金	15,000	11,790	26,790
		2	自動車取得税交付金	0	1,714	1,714
10		地方特例交付金		60,428	1,929	62,357
	2	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金		0	1,929	1,929
		1	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	0	1,929	1,929
11		地方交付税		3,342,814	43,061	3,385,875
	1	地方交付税		3,342,814	43,061	3,385,875
		1	地方交付税	3,342,814	43,061	3,385,875
12		交通安全対策特別交付金		5,429	△235	5,194
	1	交通安全対策特別交付金		5,429	△235	5,194
		1	交通安全対策特別交付金	5,429	△235	5,194
16		県支出金		1,516,539	1,683	1,518,222
	3	委託金		103,600	1,683	105,283
		1	総務費委託金	100,424	1,683	102,107
18		寄附金		500,007	1,754	501,761
	1	寄附金		500,007	1,754	501,761

節		説明	
区分	金額		
1 ゴルフ場利用税交付金	△692	ゴルフ場利用税交付金	△692
1 環境性能割交付金	11,790	環境性能割交付金	11,790
1 自動車取得税交付金	1,714	自動車取得税交付金	1,714
1 新型コロナウイルス感染症対策地方税減取補填特別交付金	1,929	新型コロナウイルス感染症対策地方税減取補填特別交付金	1,929
1 地方交付税	43,061	特別交付税 震災復興特別交付税	43,256 △195
1 交通安全対策特別交付金	△235	交通安全対策特別交付金	△235
1 総務管理費委託金	1,683	市町村総合交付金	1,683

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 一般寄附金	2	1,754	1,756

19	繰入金	336,642	△133,661	202,981
	2 基金繰入金	290,361	△133,661	156,700
	1 財政調整基金繰入金	158,931	△128,761	30,170
	9 森林環境譲与税制度運用に係る基金	7,900	△4,900	3,000

21	諸収入	1,650,789	1,413	1,652,202
	4 雑入	148,478	1,413	149,891
	2 雑入	148,473	1,413	149,886

22	市債	2,824,965	△44,800	2,780,165
	1 市債	2,824,965	△44,800	2,780,165
	4 農林水産業債	66,300	△100	66,200
	5 土木債	477,400	△19,500	457,900
	6 消防債	400,700	△15,200	385,500
	7 教育債	1,750,600	△10,000	1,740,600

節		説明	
区分	金額		
1 一般寄附金	1,754	早乙女桜並木再整備募金	1,754

1 財政調整基金繰入金	△128,761	財政調整基金繰入金	△128,761
1 森林環境譲与税制度運用に係る基金	△4,900	森林環境譲与税制度運用に係る基金	△4,900

1 総務費雑入	1,413	栃木県市町村振興協会交付金	1,413
---------	-------	---------------	-------

5 市の堀用水改修事業債	△100	市の堀用水改修事業費	△100
1 急傾斜地崩壊対策事業債	△400	急傾斜地崩壊対策事業費	△400
2 市道整備事業債	△24,300	市道整備事業費	△24,300
8 都市公園施設整備事業債	△3,000	都市公園施設整備事業費	△3,000
22 雨水排水対策事業債	11,100	雨水排水対策事業費	11,100
23 橋梁整備事業債	△2,900	橋梁整備事業費	△2,900
1 消防施設整備事業債	△9,600	消防ポンプ自動車整備事業費	△9,600
2 防災施設整備事業債	△5,600	防災施設整備事業費 防災情報伝達システム導入事業費	△4,800 △800
31 氏家中学校体育館等空調設置事業債	△10,000	氏家中学校体育館等空調設置事業費	△10,000

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	民生費	7,160,650	△1,118	7,159,532				△1,118
	2 児童福祉費	3,455,464	△1,118	3,454,346				△1,118
	1 児童福祉総務費	1,639,640	△1,118	1,638,522				△1,118

5	農林水産業費	710,899	△2,360	708,539		△100	△4,900	2,640
	1 農業費	686,960	△2,360	684,600		△100		△2,260
	3 農業振興費	99,046	△2,360	96,686				△2,360
	5 農地費	254,545	0	254,545		△100		100
	2 林業費	23,939	0	23,939			△4,900	4,900
	1 林業費	23,939	0	23,939			△4,900	4,900

6	商工費	2,015,670	△24,179	1,991,491				△24,179
	1 商工費	2,015,670	△24,179	1,991,491				△24,179
	2 商工振興費	1,760,584	△24,179	1,736,405				△24,179

7	土木費	2,537,013	66,837	2,603,850		△19,500	△235	86,572
	1 土木管理費	171,389	0	171,389		△400		400
	1 土木総務費	171,389	0	171,389		△400		400
	2 道路橋梁費	795,958	0	795,958		△16,100	△235	16,335
	1 道路維持費	427,794	0	427,794		△25,200	△235	25,435
	2 道路建設改良費	340,208	0	340,208		12,000		△12,000
	3 橋梁維持費	27,956	0	27,956		△2,900		2,900

3 民生費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	△1,118	○子ども子育て支援推進事業 補助金 △1,118 △1,118

18 負担金、補助 及び交付金	△2,360	○農業用資材等高騰対策事業 交付金 △2,360 △2,360
		(財源更正)
		(財源更正)

12 委託料	△7,867	○地元応援キャッシュレスポイント還元事業 業務委託料 △9,287 △7,867
18 負担金、補助 及び交付金	△16,312	○運送事業者等原油価格高騰対策事業 交付金 △1,420 △535 ○燃料等価格高騰助成金事業 交付金 △14,357 △14,357

		(財源更正)
		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	4 都市計画費	1,457,330	66,837	1,524,167		△3,000		69,837
	3 公園費	360,444	66,837	427,281		△3,000		69,837

8		消防費	1,168,885	0	1,168,885		△15,200		15,200
	1	消防費	1,168,885	0	1,168,885		△15,200		15,200
		1 非常備消防費	81,776	0	81,776		△9,600		9,600
		3 防災費	405,331	0	405,331		△5,600		5,600

9		教育費	4,188,411	5,300	4,193,711		△10,000	1,413	13,887
	3	中学校費	559,111	0	559,111		△10,000		10,000
		1 学校管理費	548,742	0	548,742		△10,000		10,000
	5	社会教育費	439,297	5,300	444,597			1,413	3,887
		1 社会教育総務費	103,260	0	103,260			500	△500
		8 博物館費	119,786	5,300	125,086			913	4,387

節		説明
区分	金額	
24 積立金	66,837	○桜の郷づくり事業 基金積立金
		66,837 66,837

		(財源更正)
		(財源更正)

		(財源更正)
		(財源更正)
24 積立金	5,300	○博物館作品購入等事業 基金積立金
		5,300 5,300

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	13,575,238	12,949,997	2,917,565	1,659,605	14,207,957
(1) 総務	6,117,263	5,755,553	121,665	593,909	5,283,309
(2) 民生	321,562	288,000	0	57,644	230,356
(3) 衛生	325,596	297,808	0	28,480	269,328
(4) 農林水産	539,004	495,330	66,200	65,709	495,821
(5) 商工	90,410	80,410	0	8,820	71,590
(6) 土木	2,575,521	2,482,272	543,600	430,636	2,595,236
(7) 消防	567,784	505,196	385,500	74,660	816,036
(8) 教育	3,038,098	3,045,428	1,800,600	399,747	4,446,281
2 災害復旧費	88,993	76,683	8,300	16,480	68,503
(1) 公共土木施設	40,768	38,566	0	5,373	33,193
(2) 農林水産業施設	48,225	38,117	8,300	11,107	35,310
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	13,664,231	13,026,680	2,925,865	1,676,085	14,276,460

議案第 5 号

令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 1,281 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 220 億 7,681 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,882,745	344,989	3,227,734
531,213	344,989	876,202
1,564,367	67,824	1,632,191
1,548,731	67,824	1,616,555
21,664,000	412,813	22,076,813

歳 出

款		項	
2 総	務	費	
			1 総
4 衛	生	費	
			1 保
6 商	工	費	
			1 商
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,422,692	344,989	2,767,681
1,973,217	344,989	2,318,206
1,411,721	52,985	1,464,706
707,796	52,985	760,781
1,830,567	14,839	1,845,406
1,830,567	14,839	1,845,406
21,664,000	412,813	22,076,813

令和6年度さくら市一般会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15 国庫	支出金	2,882,745
19 繰	入金	1,564,367
歳入合計		21,664,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
344,989	3,227,734	
67,824	1,632,191	
412,813	22,076,813	

歳出

款			補正前の額	補正額
2	総務費		2,422,692	344,989
4	衛生費		1,411,721	52,985
6	商工費		1,830,567	14,839
歳出合計			21,664,000	412,813

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,767,681	344,989				
1,464,706				52,985	
1,845,406			14,839		
22,076,813	344,989		14,839	52,985	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,882,745	344,989	3,227,734
	2 国庫補助金	531,213	344,989	876,202
	1 総務費国庫補助金	78,534	344,989	423,523

19	繰入金	1,564,367	67,824	1,632,191
	2 基金繰入金	1,548,731	67,824	1,616,555
	1 財政調整基金繰入金	817,331	52,985	870,316
	5 さくら市観光交流施設整備基金繰入金	0	14,839	14,839

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 総務費補助金	344,989	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（調整給付枠）	344,989

1 財政調整基金繰入金	52,985	財政調整基金繰入金	52,985
1 さくら市観光交流施設整備基金繰入金	14,839	さくら市観光交流施設整備基金繰入金	14,839

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	2,422,692	344,989	2,767,681	344,989			
	1 総務管理費	1,973,217	344,989	2,318,206	344,989			
	9 情報処理費	258,107	3,209	261,316	3,209			
	15 特別給付金 交付事業費	0	341,780	341,780	341,780			

4	衛生費	1,411,721	52,985	1,464,706				52,985
	1 保健衛生費	707,796	52,985	760,781				52,985
	2 予防費	205,961	52,985	258,946				52,985

6	商工費	1,830,567	14,839	1,845,406			14,839	
	1 商工費	1,830,567	14,839	1,845,406			14,839	
	3 観光費	148,366	14,839	163,205			14,839	

2 総務費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	3,209	○住民情報関連システム管理事業 業務委託料	3,209 3,209
10 需用費	100	○住民税非課税世帯支援・定額減税補足給付金事業 通信運搬費	258,726 1,872
11 役務費	3,019	手数料	900
		業務委託料	5,954
12 委託料	8,661	交付金	250,000
18 負担金、補助 及び交付金	330,000	○住民税非課税世帯支援・定額減税補足給付金事業（福祉 所管） 消耗品費	83,054 100
		通信運搬費	167
		手数料	80
		業務委託料	2,707
		交付金	80,000

22 償還金、利子 及び割引料	52,985	○定期予防接種事業 償還金	52,985 52,985

14 工事請負費	14,839	○温泉源泉維持管理事業 工事請負費	14,839 14,839

議案第 6 号

喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事請負契約について

令和 6 年 5 月 9 日条件付き一般競争入札に付した、喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 55 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 喜連川中学校屋内運動場等長寿命化改良工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 195,800,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木県さくら市喜連川 6402 番地
船山建設工業株式会社
代表取締役 船山 浩司 |

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆志

報告第 1 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 6(2024)年 3 月 26 日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和 5(2023)年 10 月 3 日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2. 事故の概要

令和 5(2023)年 10 月 3 日午前 9 時 36 分頃、生活環境課廃棄物・土砂等埋立監視員が軽トラックでさくら市鷺宿地内を走行中に、180 度方向転換しようとしたところ、後続のバイク（運転手：[REDACTED]）と衝突した。

3. 損害賠償の額 136,969 円（人身分）

報告第 2 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分をしたので報告する。

令和 6 年 5 月 24 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

専決処分第7号

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和6(2024)年4月25日

さくら市長 花塚 隆志

市は、令和6(2024)年2月1日に発生した交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1. 損害賠償の相手方

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2. 事故の概要

令和6(2024)年2月1日午後0時30分頃、スポーツ振興課職員が打合せのため訪れた [REDACTED] の駐車場にバック駐車をした際に、後方の照明灯と衝突した。

3. 損害賠償の額 206,448円